

27 鹿児島県農政部との意見交換会

I. 入札制度について

1、指名要綱について

①自己資本額，受注実績額，有資格者数等を基に作成された選定表の公開を要望します。

・選定表（一覧表）には、会社（個人）情報が含まれるので公開はできないと考えている。

②各地域振興局が作成する指名候補者リストに記載の業者を、総合点数の上位順に 20 社程度を A、B、C のグループに区分しておりますが、より公平性を保つため点数基準でのグループ分けを要望します。

例) A : ○○点以上、B : △△点以上、C : □□点未満

・今のところ考えていないが、今後土木部等の動きを見ながら検討したい。

2、最低制限価格の引き上げについて

①測量・建設コンサルタント等業務委託に係る最低制限価格は予定価格に 80% を乗じて得た額とする、と公示されていますが、品質確保のための要求事項（照査の強化、必要資格、継続教育の実施、多様な測量機器の維持など）による企業への負担は増えているのが現状です。最低制限価格の引上げを要望します。

・国の基準の上限を採用している。他部や国と連携を図りながら適切な価格設定に努めたい。

3、総合評価落札方式の導入について

①総合評価落札方式は、受発注者ともにコストと労力がかかります。また、小規模の会社には不利に働くことが多く、技術点の評価においても透明性および公平性を確保するのは困難であります。総合評価落札方式を導入しないことを要望します。

・業務委託の入札制度全般として検討すべき事項である。土木部をはじめ公共三部で他県の状況を踏まえながら検討したい。

4、電子入札について

①開札時刻から落札結果が出るまでに 2～3 時間かかることがあります。落札結果を早く通知していただきますようお願いします。

・開札後なるべく早く落札結果を通知するよう努めているが、件数が多い場合、どうしても時間がかってしまうこともある。ご理解頂きたい。

②全案件の指名通知にあらかじめ再入札の日時を記載していただきますようお願いします。

・開札結果により再入札の有無が決定すること、場合によっては入札が中止となることもあるため、あらかじめ再入札の日時を記載することは困難である。

③電子入札の同日中の再入札は対応困難なケースがあり、翌日の実施を検討していただきますようお願いいたします。

・再入札については、予定価格等の適正な管理の観点から、初回入札と同日中に行うことにしている。ご理解・ご協力をお願いしたい。

Ⅱ. 契約約款の運用について

1、工期の設定について

①適切な工期の設定をお願いします。

また、設計業務と地質調査業務が同時発注である場合、調査結果に基づいて設計を行う必要があることから工期遅延が発生しがちなため、全体工程を考慮した適切な工期の設定および発注計画をお願いします。

・質の高い業務成果品を得る観点から、適切な工期の設定により計画的かつ業務の早期発注に努めているが、緊急性の高い業務や調査期間の制限がある現場条件により設計業務と地質調査業務が同時発注となる場合もあるのでご理解いただきたい。
・受注後に工期が不足する場合には、担当職員と協議を行って頂きたい。

2、業務の変更契約について

①変更契約を工期の最後に行うことが多いため、変更が生じた場合は速やかに行っていただきますようお願いいたします。

・変更が生じた場合にはすみやかに変更契約を行うよう努めているが、出来高に基づく変更など工期末に受発注者間の協議により決定する場合など、内容によって工期末の変更契約となることもあるのでご理解頂きたい。

3、契約書類について

①契約書類について、出先機関などで独自化しているケースがあり、様式を統一していただきますようお願いいたします。

・県で統一した様式で提出を求めているが、改めて出先機関にも確認の上、統一様式の使用を周知・徹底したい。

②契約書類の提出期限について、土日祝日を含めずに期限を設定していただきますようお願いいたします。

・契約書類の提出期限は、県の契約規則で5日以内と定めている。やむを得ない事情がある場合は、祝日等を考慮して5日以内の範囲で期限は延長することができるため相談して頂きたい。

4、契約図書について

①業務完了後、施工対応等により発生する検討や追加業務について、適切な業務期間と金額に基づく契約を希望します。また、このことに関連して、関係市町村への指導をお願いします。

・工事対応や会検対応などやむを得ず作業依頼をするケースもあるため、ご理解頂きたい。業務終了後であっても疑義が生じた場合、修正も必要となることから発注者の担当者とよく協議して頂きたい。

・出先機関の担当者へ研修会や会議の機会を利用して、真に必要なものについては業務期間や対価を考慮するように指導していく。市町村についても管内の担当者協議において伝達するようにする。

5、設計書について

①農業土木における基準点については、用地区画との整合を図るため、現地図根点を基準とした網が対象路線上に必要となります。発注時点での基準点測量の点数が少なかったり、計上されていなかったりすることがありますので、現地の測量精度向上のために40m/点程度は計上していただきますようお願いいたします。

・必要な基準点測量の点数について計上するよう指導しているところだが、実際に足りない場合は、発注者に相談して頂きたい。なお、準用している農水省の基準では4級基準でも1点当り50mとなっている。

②畑灌業務におけるパイプラインの設計で、小規模河川を横過する小規模の水管橋についても設計計上をお願いします。小規模でも設計には相応の人工を要します。

・必要な作業項目があれば発注者へ相談して頂きたい。今後も適正に計上がなされるように指導していく。

③点検業務や測量業務等の安全対策における交通誘導員の配置について、所轄警察署から増員を指導される場合があります。この旨を発注者へ報告し変更を要望しますが受け入れていただけない場合もあり、企業努力で対応しています。実情に合わせた適切な設計変更を要望します。

また、交通誘導員の公表労務単価は一般管理費を加味していないため、以下に示すように実勢の単価と差異があります。この点を考慮の上、設計変更並びに適切な積み上げ積算をお願いします。

平成 26 年度 公表労務単価

- ・交通誘導員 A 10,200 円/日 （実勢：約 12,000 円/日）
- ・交通誘導員 B 9,100 円/日 （実勢：約 10,000 円/日）

・農水省の基準では交通誘導員の配置は安全費に含み、歩掛り上は率掛け計上となっている。警察署からの指導や具体的に指示があった場合は、打合せ簿として文書を作成し、発注者へ相談して頂きたい。

④離島における完成検査では、別途旅費交通費が必要となります。納品と完成検査への立会についてご配慮をお願いします。

・完成検査に係る費用については鹿児島県農政部測量・調査・設計委託業務検査要領の第5条で、「検査に当たっては、受注者に対し、必要な書類及び資料等を整備させるとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備させるものとする。この場合に要する費用は受注者の負担とする。」と定められており、それに準じている。

Ⅲ. 受発注者間の円滑な業務遂行について

1、指示事項について

①災害等の緊急の場合を除き、資料作成の依頼について適切な時間をいただきますようお願いいたします。
(金曜日依頼で月曜日午前中に提出といった指示など)

・災害等の緊急の場合を除き、資料作成の依頼について適切な時間を与えるよう引き続き職員に指導する。また、理不尽な指示事項等を受けた場合には、直接報告していただければ個別に対応し、改善してまいります。

2、納品後の問い合わせについて

①納品後数年経過してから業務に対する問い合わせがある場合や、電子納品しているにもかかわらず資料の提出を要請されることがあるため、異動等の際には、引き継ぎを徹底していただきますようお願いいたします。

・納品後の不必要な問い合わせや資料提出を求めないよう、異動等に伴う職員間の引き継ぎ等を実施するよう引き続き職員に指導する。また、理不尽な指示事項等を受けた場合には、直接報告していただければ個別に対応し、改善してまいります。

3、受発注者間のコミュニケーション円滑化に係る取組みについて

①合同現地調査やワンデーレスポンスといった取組みをしていただきますようお願いします。

・コミュニケーション円滑化もしくは速やかな回答を日頃から指導している。合同現地調査については、業務計画書提出時の早い段階に発注担当と協議して頂きたい。協議および問い合わせに対して速やかに対応するよう出先事務所に伝える。

IV. その他

1、業務完了後の用地境界杭再設置の依頼について

①業務完了時にあった用地境界杭が登記申請時に亡失しており、再設置の必要性がしばしば発生します。その際「用地境界杭再設置事業」として協会が契約し事業を実施して頂いているが離島等については、旅費交通費の負担が非常に大きくなります。一部でも旅費交通費を考慮していただきますようお願いします。

・境界杭等復元測量業務委託については、協会員が離島を含む県内各地に営業所を有しており、緊急の業務委託に速やかに対応できるということを理由として随意契約を行っている。しかしながら営業所のない離島も存在するとのことから、今後実態を確認の上、対応を協議してまいりたい。

②用地境界杭再設置本数が3点～5点と少ない数量の場合、業務完了後に無償作業を依頼されることがあります。無償での依頼をなくしていただきますようお願いします。

・平成23年度より境界杭等復元測量業務委託の制度を創設し、無償作業の依頼を無くすように周知している。今後とも会議等により出先事務所に周知を行ってまいりたい。

③国土調査完了地区でも、復元測量、境界点間測量、土地調査作成、公共用地管理者との打合せ等を適切に計上していただきますようお願いします。

・復元測量については、地籍調査等を実施していない地域において地積測量図による復元測量をする場合にのみ計上する。地籍調査等を実施している地域の復元測量については、境界確認の作業に含まれている。また、境界確認は、対象地域については全て計上するように指導している。(国の質疑応答では、境界確認には地籍調査等の杭を復元する経費が含まれるとなっている。)

・境界点間測量については、境界測量が完了後に境界点間距離を測定して精度を確認する作業なので、必要に応じて計上している。

・土地実地調査書については、対象筆の全てを計上している。

・公共用地管理者との打合せについては、発注者が行う場合があるので、必要に応じて計上している。

・以上につきまして計上漏れがありましたら、打合せをして頂きたい。

2、市町村への指導について

①市町村には独自の歩掛けの選択、諸経費の設定、歩切りがあり、成果品の品質維持にボランティア的な対応が求められるケースがあるので、鹿児島県から市町村への指導を検討していただきますようお願いいたします。

・出先事務所において開催する管内の担当者会議等により周知を行ってまいりたい。

3、発注者による地元説明について

①発注者から地権者への説明不足等により計画が変更され手戻りが生じる場合があるので、発注者と地元地権者の打合せ（要望確認）によって意思疎通を図っていただきますようお願いいたします。

・地元の関係者と連携を図ってまいりたい。

4、業務評価基準について

①発注者の各担当者により、業務評価に差異が見られる場合があります。業務評価基準についての研修会等を行い、各担当者による業務評価基準の統一徹底を図っていただきますようお願いいたします。

・県委託業務成績評定要領により評定については統一されている。機会があるごとに指導をしているが、今後も工事監査時や委託監査時の機会に出先事務所に指導してまいりたい。

5、発注の平準化について（自由討議）

・農政部は県単事業がほとんどなく国の補助事業で行っているので国の予算に大きく影響を受ける。ご理解頂きたい。

6、地籍測量図と現地のズレについてどう考えているか（自由討議）

・「地籍の再調査を補助対象としてほしい」と国にお願いしているが、国としては全国的にもう少し地籍調査が終了してから考える方針である。

・現地と境界のズレが生じたら発注担当者に相談して頂きたい。

7、有資格者数における技術力の算定について、技術士や RCCM 等、個人で複数所有できる有資格についての算出方法を教えて下さい。(自由討議)

- ・技術士、RCCM については、一人で複数部門所有していても一つの資格で集計する。また、農業土木部門以外も等しくカウントしている。
- ・技術士（総監）についても全体の一部門とみなし、例えば技術士（農業土木）と（総監）を有していてもカウントは技術士の「6点」のみである。
- ・有資格に対する評価の考え方は土木部と違うところがあり、農政部は農政固有の技術に重点を置き評価をしている。

8、表彰制度について（自由討議）

- ・県の表彰規定があり、各振興局から推薦業務があがってきてそれを農政部の審査会にかけて3件ぐらいまで表彰できるようになっている。
- ・振興局部長表彰については、表彰の重複が危惧されるので現在は見送っていたが、件数拡大の方向局部長表彰もあっても良いのではないかと考えるので、現在準備を始めたところである。